

検討にあたっての主な論点とこれまでの事務局の作業について

■ 検討にあたっての主な論点（H27.9.25 審議済）

① エスカレーター側の転落防止対策は、建築行政上、どのように位置付けるべきか。

○エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で規制の対象とすべきものは、どのような使用状態を前提とすべきか。

→ 「判例調査」及び「ヒアリング調査」の実施

○エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で対応するとした場合、階段、バルコニー、吹抜け等における他の日常安全に係る規制との関係をどう考えるべきか。

→ 「判例調査」及び「ヒアリング調査」の実施

○エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で対応しないとした場合、建築行政としてどのように対応すべきか。

→ 「判例調査」及び「ヒアリング調査」の実施

② エスカレーター側の転落防止対策として、有効な措置はどのようなものか。

○転落防止板や誘導手すりは、転落防止対策として有効か。また、どのような考え方（方針・基準）に留意して設置すべきか。

→ 「ヒアリング調査」及び「国内外の実例調査（ハード対策）」の実施

○エスカレーターの安全な利用方法について、いかに周知を図るべきか。

→ 「ヒアリング調査」及び「国内外の実例調査（ソフト対策）」の実施

■ これまでに事務局にて行った作業

① 側面からの転落事故事例の判例調査（計 30 件）

② 関係団体等へのヒアリング（実施期間 H27.11～H28.3、計 20 社）

- ・ 設計事務所（計 5 社）
- ・ ゼネコン（計 4 社）
- ・ 建物管理事業者（計 5 社）
- ・ 製造事業者（計 6 社）

③ 国内外の転落防止対策等の実例調査（ハード対策、ソフト対策）

④ 諸外国の規制状況の調査 → 具体的事例なし